

近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会
(第2回)

日時 平成22年7月20日(火)

午後 1時30分 開会

午後 4時30分 閉会

場所 ルビノ京都堀川 3階(アムールの間)

○事務局（秋吉事業調整室長）

少し時間が早いのですけれども、皆さんおそろいですので始めたいと思います。

ただいまより平成22年度近畿農政局農業農村整備事業等事業評価技術検討会（第2回）を開催いたします。なお、議事開始までの間、事務局のほうで進行させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、近畿農政局農村計画部長の澁川よりご挨拶申し上げます。

○澁川農村計画部長

近畿農政局農村計画部の澁川でございます。今回は本年度の第2回目となります近畿農政局の農業農村整備事業等事業評価技術検討会ということでございまして、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、また梅雨が明けまして大変暑い中をご出席賜りましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

本日は、前回ご審議をいただきました国営農地再編整備事業の亀岡地区の再評価の関係、それから直轄地すべり対策事業の北神戸地区の事業評価の関係につきまして、前回、委員の皆様方から頂戴いたしました指摘事項等を踏まえまして修正案を作成しておりますので、それぞれの地区につきましてその内容をご説明させていただきます。委員の皆様方のご意見を取りまとめていただくということをお願いしたいというふうに考えております。

前回と同様に大変限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますけれども、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○事務局（秋吉事業調整室長）

それでは、資料の配付を確認させていただきます。

資料につきましては、クリップどめが2つとホッチキスどめが1つでございます。ホッチキスどめのほうにつきましては、議事次第、出席者名簿、配席図等がホッチキスどめされております。それから、資料1、資料2で亀岡地区と北神戸地区の2つの資料でございます。再評価の亀岡地区につきましては説明資料の1、それから2、それと参考資料の1、2という構成でございます。

それから、資料2につきましては事後評価関係の北神戸地区でございます。説明資料につきまして1、2、3とございます。

以上、もし不足がありましたら事務局のほうにお申し出ください。

続いて、事務局から1点お知らせがございます。本日の委員会の傍聴についてですが、技術検討会傍聴可の知らせを公開した結果、傍聴希望がございませんでしたので、ご報告いたします。

それでは、以降の議事進行を河地委員長へお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○河地委員長

それでは、委員の皆様方には大変お忙しい中、また暑い中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

本日の中心議題は、先ほどもありましたように再評価、事後評価とも技術検討会としての意見を取りまとめて農政局へ答申することとなっております。委員の皆様方には活発なご意見をいただきたいと思います。

それでは、まず議事の（1）再評価関係〔亀岡地区〕に入りたいと思いますが、まず①の第1回検討会での指摘事項等を踏まえた修正案について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○大亦亀岡農地整備事業建設所長

それでは、亀岡建設所の大亦でございます。よろしくお願いいたします。

先日、7月1日の技術検討会におきまして各委員の先生方から貴重なご意見等賜りまして、当日ご返答できなかった部分も今回ご回答させていただくとともに、お手元の評価書（案）のほうに修正を反映させていただきたいということで考えてございますので、参考資料1の質疑応答及び対応案について、それから参考資料2の説明資料、それと説明資料1の再評価書（案）の見え消し版という3つを並べていただきまして、順次説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず参考資料1の技術検討会におきましての質問事項の質問及び対応案という形で説明をさせていただきます。

まず、質問①、これは小林委員のほうから質問がございまして、説明資料5、これパワーポイントの説明資料でございますけれども、8ページの年度別施工状況と18ページの事業効果の発現状況について、工事の施工年度と効果発現年度が同年度になっている部分があるが、これはどういう考え方かというご質問がございましたけれども、工事工期が翌年度の4月、5月まで延びたということがございまして、施工年度と作付年度が同一となっているという

ことで、効果発現年度が同年度になっているということでございました。

続きまして、質問②です。これも小林委員のほうから、費用対効果の分析結果の案につきまして、水辺環境整備効果を見込んでいるが、どのような方法で算出されたのかというご質問でございました。これに対しましては、再評価の費用対効果分析手法につきましては、現行計画の費用対効果分析手法を用いて作物単価等の主な基本データを時点修正し、算定することとされている。今回の亀岡地区につきましては、平成19年に計画変更でB/Cは単価年度は16年、変更計画確定は19年として行っております。このとき用いたB/Cの方式である投資効率方式により、主な基本データを現時点に時点修正して算定したものであるということと、あわせて投資効率方式における水辺環境整備の効果につきましては、環境に配慮した追加投資額を水辺環境整備効果として評価しているというような内容で説明をさせていただきました。

それと、1枚めくっていただきまして質問の③、これは伊庭委員のほうから評価書（案）につきましての質問でございました。説明資料に評価項目の社会経済情勢の変化、農業経営体の動向、集落営農の組織化・法人化等の「ほづ」につきまして、共同利用面積154haとあるが、そのうち50haは農地利用集積面積であり、残りの100haは個人対応ということで、そうであれば「ほづ」の共同利用面積は50haと記述すべきでないかというふうな質問の内容で、実態に即した内容に記述を修正するというところで、修正案のところでは「17年に1法人（平成21年度時点の経営面積61.6ha）が設立されている」というところで修正をさせていただきたいと思っております。これにつきましては、説明資料1の評価書（案）の見え消し版の2ページを見ていただきまして、4）ですけれども、集落営農の組織化・法人化等というところで、見え消し版のほうで「集落営農組織については、平成18年以降に4組織、法人化については、17年に1法人（平成21年度時点の経営面積61.6ha）が設立されている」という形で修正をさせていただきたいと考えているところでございます。

それと、引き続きまして質問の④番、これも伊庭委員のほうで評価書（案）のほうの質問でございまして、これは、説明資料2の評価項目について、組織化及び法人化とあるが、全国的に法人化が進んだのは、経営安定対策の品目横断の中で国策として特定農業者団体になり会計制度を整えて採算性を確保しようという流れの中で進んだものです。しかし、制度が変わって法人化しましょうとはあまり言われなくなった。関係団体の意見書として、京都府並びに亀岡市においても、集落営農の取り組みというところは言及しているけれども、法人化という言葉がないのはこういうことを意味しているのではないかと考えております。した

がって、この評価書において、法人化等の取り組みが進んでいる、あるいは今後も進むであろうという評価が妥当かどうか検討してもらいたいというご質問に対しまして、法人化につきましては、事業効果に影響するものではございませんけれども、亀岡市農政とも照らし合わせて記述内容を検討するというところで検討をさせていただきました。

これにつきましては、参考資料2の3ページのところで、このところに亀岡地域水田農業ビジョン、これは平成21年3月ですけれども、地域の実態に応じた担い手づくりを進めるために、集落の話し合いを基本とした亀岡農業の構築に向けた営農体制の確立を図るということで、現状と目標につきまして集落営農組織、農業法人の育成目標を掲げているというところで、現状につきましては集落営農組織が12、農業法人が16、これが集落営農組織が18、農業法人が25という形で目標を設定しております。また、国営事業の4町につきましては、集落営農組織については18年以降に4組織、また法人化については17年に農事組合法人「ほづ」が設立されているというところでございます。

参考に、亀岡地域水田農業ビジョンを下のほうに付けております。担い手育成の基本方向と、それから地域の実情に応じた担い手の育成・確保、また構造政策の推進に対応した強い亀岡農業の構築という中で、集落営農、また法人化等を進めるというところの文言も記述をされてはおりまして、このところで評価書（案）の見え消し版の2ページでございますけれども、下のほうの4のまとめの3行目ですけれども、「並びに法人の設立、集落営農の進展による農地の利用集積が進みつつあり」という形で修正をさせていただきたいということを考えてございます。

引き続きまして、1ページめくっていただきまして質問の⑤、これも伊庭委員のほうからの質問でございます。評価書（案）につきまして、説明資料2、評価項目、経営規模別農家戸数について、経営面積2ha以上を対象に評価しているけれども、認定農業者については亀岡市は1.2ha以上、国は4ha以上と定められております。なぜ2haとしたのかというご質問でございまして、目安として2haとしている。記述内容を検討するというところで、修正案につきましては参考資料2の説明資料の2ページのほうにグラフを付けております。これで、前回、面積のほうをかなり粗くとっていたものを、0.5ha未満から4ha以上という形で細かく整理をさせていただきました。これで亀岡市の認定農業者の基準としての1.2haというところの区分けというのがちょっとできなかったんですけれども、一応1.0から1.5ha、また4ha以上という形で整理をしておりまして、修正としましては亀岡市の認定農業者の面的要件である1.2haを踏まえると、1.5ha以上の農家数は平成7年の50戸から17年の47戸、94%に減少して

いるものの、2ha以上の農家数が平成7年の17戸から17年の22戸、129%に、また4ha以上の農家数が平成7年のゼロ戸から17年の5戸、皆増に増加しているという形で、評価書（案）の見え消し版の2ページの上のほうですけれども、赤字で書いているような形で修正をしたいと考えているところでございます。

続きまして、質問⑥、これも伊庭委員のほうからのご質問で、現地調査時点におきまして井上さんのほうから野菜の地産地消に取り組んでいるということです。このことは経済的に高い波及効果をもたらすものということで、したがって、このことをもっと評価できないかというご質問でございまして、地産地消については記述内容を検討するというところでございました。それにつきましては、参考資料2の説明資料の4ページのところに4番として地産地消の取り組み状況というところで写真を付けております。上の写真ですけれども、これは国道9号線沿いにありまして、建設所のそばにあります道の駅ガレリアかめおかにおきまして毎日ガレリア朝市が開かれておりまして、多くの人でにぎわっています。この朝市につきましては、平成17年に開設されまして、亀岡市内の各地の新鮮な農作物や手づくりの加工品などが販売されております。出荷している会員数は99人で、これは平成21年度時点ですけれども、うち国営事業の関係4町の会員が33名ということで、3分の1を占めているということ。また、下の写真のほうですけれども、これは亀岡市では学校給食センターが市内に全小学校18校を対象に日1,300食提供しております。平成8年から地元の野菜を学校給食に利用しております。給食センターで使用する主要9品目の野菜、タマネギ以下、キャベツ、青ネギ、コマツナ、ハクサイ、ダイコン、ジャガイモ、ニンジン、ホウレンソウ、これらのうち地元産に占める割合が平成21年度で35%になっております。さらに週4回の米飯の給食用の米は全量亀岡産であるということで、このような取り組みの中、国営事業地区内においても学校給食用の野菜の生産が行われつつあるということで、これにつきましては説明資料1の評価書（案）の見え消し版の3ページのところの中段の下のほうですけれども、「農作物を朝市や学校給食へ供給することによる地産地消の促進などの効果が発現している」ということで、このところについても修正をしたいと考えているところでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして4ページの質問の⑦でございまして。これは、古谷委員のほうからパワーポイントの説明資料の中でご質問がございました。これにつきましては、農家数の推移について、専業農家が増加したとあるが、このことは全国的に見ても、第二種兼業農家の方が定年退職し専業になったものと理解しているということでした。可能であれば年齢層を追加できないかというご質問でございまして、これにつきましてはデータ

整理が困難という話でございましたけれども、参考資料2の説明資料の1ページのところをご覧ください。これの上にある農家数の推移につきましてはパワーポイントのほうで提示をさせていただいている表と同じですけれども、下のほうに基幹的農業従事者数の推移というところで、15歳～29歳から始まりまして70歳以上というところまで、10歳、5歳単位で整理をさせていただきました。これにつきましては、基幹的農業従事者数としまして専業農家プラス第一種兼業農家ということで、関係4町につきましては平成12年の50歳～64歳、水色の50歳～54歳から64歳までの16、22、55人という形を足していただきますと93になるのですけれども、これに対しまして平成17年の55歳～69歳、5歳足しましたところの農業従事者数につきましては26、40、62という形で、足しましたら128人で、35人増ということで増加しています。この表を見る限りでは、兼業農家の方が退職された後に専業農家になったのではないかと考えられるのではないかと考えているところです。

それと、引き続きまして質問のほうの⑧番、これも古谷委員のほうから、現地調査のときの井上さんの言葉ですけれども、国営事業の効果は高く評価しているということでした。一方、「ほづ」につきましては集落営農形態に対して不満を持っているということでした。両者のこのような考え方の差についてどのように考えているのかというご質問がございました。「ほづ」につきましては未整備のほ場の部分も耕作していると、こういう部分について経営上苦慮している話が出たものと理解をしています。国営事業の効果としては、大型機械の導入が可能になったことは大変喜んでいて、理解をさせていただいているというご説明を後日頂きました。

続きまして、質問の⑨ですけれども、これも古谷委員のほうからのご質問でございます。現地調査の際に、大区画ほ場の中に本来畦畔でない簡易的な畦畔が見られたけれども、あれの意味。それから、換地の件で苦労があるのはわかるが、そういう要望（小区画化）があるのであれば換地もスムーズにいくのではないかとご質問がございました。これに対しまして、農業経営構造が変化していく途中であり、現時点では経営規模的に当該畦畔により区切っているということでした。農地の利用集積も進んできており、将来の大区画圃場経営規模に対応できるよう整備していることは意義あるものと考えられているということで、回答のほうを出させていただきました。

それと、めくっていただきまして、これは河地委員長のほうから質問がございました。基礎資料の案につきましてはのご質問でございますが、説明資料4、3ページの3の事業計画概要、地区面積及び受益面積について、現況と計画がわかる資料はないのか、ということとし

た。また、減歩として29haであるが、この値は一般的かというご質問がございました。回答としましては、現況と計画につきましては現地調査資料に記述をしています。また、減歩の29haについては一般的な範囲内と理解をしているというところで回答させていただいております。

○事務局（秋吉事業調整室長）

以上が前回の委員会でありました意見でございます。

続きまして、追加意見ということでございますけれども、委員会以降、各委員さんに追加の意見をいただいております。

まず1点目が、追加意見としまして伊庭委員さんのほうから、ちょっと読み上げさせていただきます。

個別農家と集落営農などの組織との連携強化の必要性について。

基盤整備事業は、事業対象地域の生産効率の改善を図ることにより、地域農業を維持する上で強力な取り組みとなる。このことは、ハード面に限らず、地域内の営農体形（農作業体形）の再編を効率的なものとする取り組みを促進する機能もあわせ持つ。具体的には、地域農業の組織化の促進、個別農家の営農意欲の向上、組織と個別農家の協力体制の構築等が事業効果として期待される場所である。この点について、現地調査からは、前二者（地域農業の組織化の促進、個別農家の営農意欲の向上）に関する一定の効果は確認できた。

しかし、「組織と個別農家の協力体制の構築」に関しては、逆の方向での影響が懸念される状況があるように見受けられた。すなわち、「地域農業の組織化」が個別経営の営農意欲を減退させることや、今年度から施行される戸別所得補償制度のもとで組織的な活動から離反する個別経営の発生に関する懸念である。

については、ハード事業としての基盤整備事業の効果をより高いものとするためにも、上記の問題を改善するような行政機関間の連携に基づくソフト面での地域農業支援の継続的な実施が必要と考える。この点で、亀岡市や京都府による地域農業の組織化の促進を踏まえての地域農業支援の取り組みが望まれるという意見をいただいております。この意見に関しましては、検討委員会の意見に反映させるべく、委員長の河地先生にお願いしております。

続きまして、同じく伊庭委員のほうから、農道整備に関してということで、地域資源の一つである農道が整備されたことは、営農面に限らず地域社会の生活面での利便性の向上としても高く評価すべきである。このことは、地域農業の維持に最重要な資源である「人」の確保に大きくかかわるからである。さらに、その評価に当たっては、生活面での利活用を含む

地域資源としての位置づけにおいて、地域全体として管理体制が構築されていることも関連して評価すべきである。具体的には「農地・水・環境保全向上対策」への取り組み実績がデータとなる。なぜなら、現在の地域農業問題は地域社会の活性化と密接な関係にあり、地域農業と地域社会の相乗的な活性化が望まれるからである。その意味において、農道整備は、地域資源の整備と地域社会による管理体制の構築を促進しており、直接・間接に地域農業の維持に大きく貢献している。このご指摘への対応案といたしまして、農道整備によって、生活面での利便性の向上及び農業用施設等の保安全管理活動の活性化をその他の効果として記述させていただきます。

説明資料1の見え消し版の3ページの中段以下のなお書き以下の赤書きで追加させていただいております。「なお、その他の効果として、農道整備による生活面での利便性の向上、幹線排水路の整備による湛水被害の改善、地域自らが行う親水公園整備による農村集落コミュニティの活性化」、それから「『農地・水・環境保全向上対策』を活用した農業用施設等の保安全管理活動の活発化」ということを追加させていただいております。

以上、前回の委員会での意見の対応案、それから追加意見の対応案でございます。

○河地委員長

以上でよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、さきに委員の方々からいただきましたご質問、ご意見、その後メール等でいただきましたご意見に対して、事務局として対応されました。それについてのご説明を一通りしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございましたらお伺いしたいと思います。

○古谷委員

評価書（案）の説明資料1ですか、見え消し版というほうの3ページの書き直しがあった部分、真ん中から下の部分のところ、農作物の朝市への供給、学校給食への供給ということで、地産地消の促進ということで新たに追加された形になっているのですけれども、パワーポイントのほうの資料を拝見しましたら、4ページでしょうか、ガレリア朝市のほうで実際に国営事業関係の4町の会員さんが33人で会員のうちの3分の1になっていると。具体的にこの地域の農業者の方が活動されている数字としてわかるのですけれども、学校給食のほうになりましたら、亀岡の全体のデータになっているかと思います。地域の方々がどのように学校給食への食材の導入と地産地消というものについてかかわりをされているのかというのがこのデータからでは、特に学校給食のほうですが、少し見えにくいかと思います。このデータをつけることは可能でしょうか。

○大亦亀岡農地整備事業建設所長

先日も現地調査をしていただいた井上さんの説明されたテントのそばに掲示板というか看板があったのですけれども、昨年も同じようにその看板のところではジャガイモをつくっておられましたし、今年も同じようにジャガイモをつくって学校給食に使われています。ただ、使われているけれども、面積としてはわずかな面積であって、それがどのように効果発現しているかということについては、1日何千食、6,300食という中でどれだけの効果が上がっているかということからはちょっとなかなか整理がしづらいのかなということでは思っているのです。

ただ、そういう形で農地造成の団地の中でも学校給食に協力しているという内容では間違いないのかなとは思っているのですけれども。

○古谷委員

今、わずかな量でということでおっしゃいました。わずかな量であれば効果として書くのはちょっと難しいかなと逆に思うのですが、いかがでしょうか。

学校給食ということに関しましては、地場産物を使用する割合を30%以上にするように食育推進基本計画で目標値が設定されていますけれども、これは全くハードルが高いものではなくて、重量野菜をちょっと出せばすぐ30%はいくということは一般的に考えられていることだと思います。それほど学校給食のほうに力を入れてやっていらっしゃるということであれば、逆にガレリアかめおかのほうでこれだけ3分の1の会員さんがいらっしゃるということであれば、こちらのほうを全面的に出して、あえて学校給食を無理に付け加えなくてもいいかなという気はしております。

○事務局（秋吉事業調整室長）

それでは、学校給食のほうはちょっと記述を検討させていただきます。

○大亦亀岡農地整備事業建設所長

少ないと申し上げたのは、農地造成の区画のところは6haありまして、実際つくっておられるジャガイモの面積というのは多分一反ぐらい、0.1haぐらいの面積なので、少ないという形で少し申し上げたのですけれども。

○河地委員長

今ほどのご指摘の件ですが、本日この評価書を固める必要があるという観点から、今のご指摘に対して3ページの該当箇所をどのように表現し直すかということですが、持ち帰って検討しますではちょっとぐあいが悪いかと思うのですが。

○事務局（秋吉事業調整室長）

赤書きのところですがけれども、「学校給食へ供給すること」というところを削除させていただいて、「農作物を朝市に供給することによる地産地消の促進などの効果が発現している」というふうに修正させていただきます。

○松本設計課長

お米はこのほ場からもかなり供給しているのではないですか。

○河地委員長

そんな表現ですね。全量亀岡産でしょう、これ。

○大亦亀岡農地整備事業建設所長

現地調査のときにちょっと見ていただけなかったのですがけれども、看板が水田のところにも立ててありまして、そこでも結局面積的には少ないので、ちょっと文章的にどうかとは思いますが、それでも1ha供給しているとなればすごいのではと思うのですが、面積を見ても多分2反か3反ぐらいのほ場に看板が掲示してあるぐらいだと記憶していますので。

○松本設計課長

この看板は亀岡市内に幾つあるのですか。そのうち幾つが国営事業地区内にあるのですか。

○大亦亀岡農地整備事業建設所長

国営地区内に設置してある看板の数は2カ所ぐらいです。

○松本設計課長

野菜だけではなくてお米とかは。

○大亦亀岡農地整備事業建設所長

お米もあるのですがけれども、お米で1カ所ですね。野菜のところでも1カ所あるのですが、量的には少しです。

○伊庭委員

よろしいですかね。

学校給食を供給しようというのはほ場整備事業の前からあったのですか、地産地消という動きは。ほ場整備事業をきっかけとして地元の野菜を学校給食に送り出そうということになったのですか。実際の実態として量が少ないので評価できないというのであれば、それはそれでいいのですがけれども、例えばきっかけとか、あるいはこれを入り口として広がるというような傾向があるのであれば、それはそういう方向で評価できるのではないかなと思うの

ですけれども、いかがですか。

○羽島亀岡農地整備事業建設所工事課長

すみません、事務局のほうからお答えをします。

学校給食のほうの地場産野菜等の供給ですけれども、データ上では平成8年から取り組みがされてございます。ですので、そのころはまだ全然割合的には少ないところからスタートですけれども、事業をする前からの取り組みということで、徐々に割合が上がってはいるのですが、平成15年、16年ごろから30%を超えるような状態になってございます。それで、全体から見れば国営の地区内のところはかなりまだウエートとしては小さいという状況でございますので、特に詳しいデータをここではつけることはできなかったということでございます。

ですが、実態を申し上げますと、亀岡市の学校給食への供給については、旭町というところのそういう部会がございまして、そこが中心となって主体的に出しております。ただ、どうしてもそこだけでは全量、どうしてもばらつくところもありますので、どうしてもほかのところにも補完をするような形でやっついていかないと安定した供給ができないという中で、こういった国営の地区の中でそういったものが行われつつあるという状況でございます。ですので、まだちょっと芽が出始めたというふうな段階ですので、今後の状況がどういうふうにもっと広がっていくかもしれませんし、そこは今の時点では何とも申し上げにくいという状況です。

ただ、こういうのが出てきたということで資料としておつけをしたということでございますので、ご理解いただきたいと思いますと思っております。

○小林委員

今の点にも関係するのですけれども、これは事業再評価だから、事後評価と違って余り詳しい評価のところまでここで盛る必要はないというのか、逆に盛ることもなかなか難しいのではないかと。事業が完了してないということでは、私はこのあたりでいいのではないかなと思います。

○河地委員長

このあたりというのは今の学校給食。

○小林委員

余りこだわらなくても。

○河地委員長

どうしましょう。事務局、いかがですか。

○事務局（秋吉事業調整室長）

残させていただきますよろしいでしょうか、その方向で。

米が大体、米飯給食すべて亀岡市で行っていて、ほ場整備も後々それにつながるだろうという方向にあるということで、入れさせていただきますと思いますが。

○河地委員長

一応その他の効果としてというところですが、この文案どおりで、原案どおりでご了解いただけますか。

（各委員から「はい」の声あり）

○事務局（秋吉事業調整室長）

ありがとうございます。

○河地委員長

そのほかに。

小林先生、特にございませんか。何かございましたら。

○小林委員

今、このままでいいと申したものの、一つだけ気になるのは、環境との調和の配慮のところで、生態系の配慮とかあるいは環境への配慮がしっかりと記載されているのと、3ページの上のところでは、伊庭先生が指摘された農地・水・環境保全向上対策について言っているので、環境保全に対する取り組みなり、活動が活発化しているとかいうような内容の言葉を入れたほうがいいのではないかと思います。

再評価ですから、そこまで入れる必要なければそれで結構でございますけれども。

○河地委員長

3ページの環境と調和への配慮のどの辺をどうするのか。

○小林委員

もし入れさせていただくとしたら、上のところの赤のところですね。

○河地委員長

なお書きのところですか。

○小林委員

そうです。なお書きのところで「『農地・水・環境保全向上対策』を活用した農業用施設等の保全管理活動の活発化」、それからその後に「活発化や、生き物に配慮した環境保全活動の推進」あるいは「保全活動」で切ってもよろしいですかね。「活動などの効果が発現し

ている」という形で。

○河地委員長

それでは、ちょっと今、小林先生のほうから申しただいたことを復唱しますと、「『農地・水・環境保全向上対策』を活用した農業用施設等の保全管理活動の活発化や、生き物に配慮した環境保全活動、農作物を朝市や学校給食へ供給することによる地産地消の促進などの効果が発現している」と。

○小林委員

活動の推進としてください。

○河地委員長

を入れたほうがいいですか。活発化があります。「の推進」。

ということで、事務局よろしいですか。

○事務局(秋吉事業調整室長)

ありがとうございます。そうしましたら、その文面を入れさせていただきます。

○河地委員長

もう一度言いますと、「活発化や、生き物に配慮した環境保全活動の推進、」を追記するということでございます。

その他に伊庭先生からはないですか。はい、ありがとうございました。

それでは、評価書(案)の修正に関する議論が一応まとまりましたので、次に、技術検討会として答申する意見の取りまとめに進みたいと思います。

これにつきましては、議事を円滑に進めさせていただくために、さきにも申し上げておりましたが、私どものほうでこれまでの検討の議論を踏まえて意見の試案を作成させていただきました。これをたたき台としまして本検討会の意見を取りまとめていきたいと考えております。

それでは、私のほうから委員長試案を、パワーポイントを準備してもらっていますが、読み上げさせていただきます。

本事業により、大区画を中心とする区画整理が実施され、大型機械の導入による営農労力の節減、農地の利用集積が進み、集落営農組織、認定農業者が増加するなど、事業本来の効果が発現されつつある。また、幹線排水路整備による湛水被害の防止、農道の整備による生活面での利便性の向上や施設保全活動の活発化、地産地消への取り組み、換地手法を用いた公共用地の創設などの付随するさまざまな効果が発現されている。このように、本事業の実

施は地域に対して幅広い大きな効果をもたらしていると判断される。事業実施における環境との調和への配慮については、動植物の生態系や景観に配慮した取り組みがなされており、高く評価できる。

関係団体の意向においても、区画整理による農作業の効率化や用排水管理の合理化を強く実感し、担い手農家の集落営農組織への農地の利用集積の進展や、付随する効果の発現を評価しており、農業経営の近代化に対する期待の大きさがうかがえる。

現時点での事業の進捗率は97.7%で、主要工事は完了し、主に換地処分業務を残すだけであり、関係団体から事業完了に向けた整備と換地処分の推進を要望されていることから、平成23年度の完了に向けた着実な事業の推進が望まれる。また、本地区における基盤整備の効果を高めるため、今後は、より一層農地の利用集積が進み、集落営農や認定農業者の増加などにつながる地域農業支援への取り組みが望まれるところである。

以上でございます。

それでは、ちょっと戻していただいて、これをたたき台にご意見をいただきながら進行していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○河地委員長

「事業実施における環境との調和への配慮」の文章は段落を変えていたはずなのですが。

○小林委員

技術検討会としての意見というのはどこまで出せばいいのですかね。再評価の場合に中止か継続かの結論まで出すのか、例えば、これこれこういう審議結果の内容によってこの事業は継続が妥当であるとか、中止が妥当であるとかいうようなところまで言い切るのか、あくまで技術検討会だからこの事業の継続が可であるということを前提にして、その根拠を意見として出すような形にしておくのか、そこはどうなのでしょう。

○事務局（秋吉事業調整室長）

技術検討会ということで、去年の補助事業の評価のときからちょっと中身が変わっていませんけれども、事業の中止か継続かというふうな結論までは委員会で出さないことになっておりまして、あくまで技術的な意見をいただくということでございます。このような亀岡地区の状況で推進することはというふうな程度は構わないと思いますが。

○松本設計課長

基本的に再評価ですから、事業をこれからも継続するのか、あるいは中止するのか、継続するにしてもこういうふうに修正して継続すべきではないか、これはすべての地区におきま

してこの再評価の対象地区としてはその結論が求められているわけですが、昨年以來、より政治主導という形が強まりまして、この再評価の委員会のいただくご意見はテクニカルなもの、テクニカルというものは本当の純粹、工学的なものから社会経済的なものまで含むのですけれども、そういった専門のご意見としてはテクニカルなものをいただく。それを本省にも上げまして、最終的には本省のほうでも判断をしていくと、そういうふうな枠組みになっております。

事業を継続するのか縮小するのか廃止するのか修正するのかという最終的な判断は本省にあるという意味におきましては、判断はつけるのだけれども、ここでいただくご意見はテクニカルなものに限ると。ですから、そういうふうなご理解をいただければと思います。

○河地委員長

最終判断のための技術的な観点からの意見書というか、そういうことですね。

○松本設計課長

はい。

○河地委員長

そういう位置づけでございます。よろしいか。

昨年の後半ちょっと前までは違ったのですけれども、委員会の名称も検討会という形に、評価委員会じゃなくてといういきさつがありますので。

どうぞ、小林委員。

○小林委員

そうはいいながらも、この事業自身がもう九十何%ですか。

○事務局（秋吉事業調整室長）

97%です。

○小林委員

本事業は既に97%完了していますので、本委員会の意見の考え方の一つとしては、技術的な意見よりも、本事業は既に97%完了しているので、この事業の継続は妥当であるという、簡潔な意見だけですますこともできるのではないか。最終判断は幾ら政治的なところで判断するといっても、97%まで完了している事業を中止にするということは逆に予算の無駄遣いをしてしまうということになるからということもありますが。そんなことを考えて、技術検討会だから専門的に多方面にわたる意見を記述しておくというのも一つの形だと思うし。

○松本設計課長

制度といたしましては、やはり公共事業というものの評価をどう考えるのだという大きな命題がありましたので、本来97.7%で来年完了というところは本当に対象にするのかという議論もあるのですが、今、農水省の運用としては、ケース・バイ・ケースで判断せずに、やっぱりこれはもう機械的に当てはめて徹底的にやろうじゃないかということで、来年完了するこの地区も対象にして、例外を一々設けなくてやろうということになっておりますので、そういう意味では97%が完了して来年完工を迎えるという地区であっても対象になっております。そういう意味では、この地区の技術的評価というのは確かに小林先生おっしゃるように難しい面があるかもしれませんが、しかし、だからといって97%終わったから完了させろというのではなくて、やはり97%終わったところのこれまでの来し方を見てもこれだけこういう効果が出ていますよねという確認もしていただきましたし、また、こういう活動も生まれていますよねということも見ていただいています。

また、今の案を見ていますと、将来の営農の補足についてのご提言もいただいておりますので、そういう意味では97%を割ったからもうやっちゃえということじゃなくて、やはりこういう効果も出ているからこのままこういう形でこういうふうにしたらどうか、その際にはこういう営農的なことも配慮することもどうかと、そういったご意見というのは自然に想定される中としてはあるのではないかなとは思っています。

○河地委員長

現時点で、これは最後97.7%がだめ押し的な一つの要因ですよね。進捗率以前のところで、書いてあるのはそれが評価できると、積極的に評価しておいて、しかも97.7%まで来ていますよという意味合いで事業の着実な推進が望まれるというふうな流れでこのテキストはあります。頭から97.7%だからと言ってしまうよりも、より積極的に事業の評価をしてという流れなのです。

○小林委員

だから、言えば幾つかの評価内容が入っていますね。

○河地委員長

そうですね。

○小林委員

3つぐらい。

○河地委員長

伊庭委員、いかがでしょうか。

○伊庭委員

これは意見書なのですね。様式とかはよくわからないのですが、意見書としては一応最初から最後まで整合的な意見として書かれていけば問題ないと思うのですが、ただ、入れないといけない項目が幾つかあって、それを押さえられているかどうかの確認ぐらいまでしかちょっと。そこができていけば。

○河地委員長

ご指摘いただいたら結構かと思いますけど。

○伊庭委員

いや、そしたらそうですね。

○河地委員長

一応、評価書の最後に案をつけるわけですから、評価書の頭のほうでずっと具体的にデータ等を含めて指標とかありますので、あまり僕もちょっとここで復唱はと思うのですが、簡単に要点だけ、本来の効果とその付随的な効果を並べて、それで総合して幅広く大きな効果をもたらしているというのが第1段落目の趣旨なのです。

いろんな表現の仕方があると思うのですが、内容的に大きな間違いがあるともろんぐあい悪いのですが、全体として全体構成ですけれども、これまでから意見書はこういう形で、箇条書きに余りしていなかったですね。

○小林委員

私も、検討委員会という形に変わりましたので、専門的な意見を盛れるだけ盛っておいたほうが良いと思いますし。

○伊庭委員

もう一回だけ確認させてもらってよろしいですか。

○河地委員長

はい。

○伊庭委員

先ほど小林先生の意見と重複して申しわけないのですが、やっぱり一番下のパラグラフの「現時点での」と始まる文章がどうしても、97.7%も進んだからそれを理由としてやり遂げましょうというぐあいに読めるのですが、それはよろしいですかね。やはり、こういった効果が現在発現されていると、だからその評価を通して残りの2.3%もやり遂げることが望まれるとか、ちょっと何かどうも「現時点での」のところの文章が、せつかく97.7%も

進んだので、もちろん関係団体からの推進を要望されているという理由も書かれているのですけども。

○河地委員長

これをどのように直していけばよろしいですか。97.7%というのは明示しないという、進捗率云々とは言わないということですか。

○伊庭委員

具体的に修正案は今すぐには出てこないのですけれども、これをぱっと読むと、やっぱり残り2.3%がとりあえず終わらしましょうというぐあいに読めてしまうんですけどね。もしそれだったら、そうではなくて、関係団体から現在の高い効果のもとでやり遂げましょうという評価が出ていると、そのところを強調したほうがいいと思うのですけどね。

現時点での事業の進捗率97.7%というのは、実は一番上に上げてもいいのではないかなと思うのです。だから、本事業は今のところ97.7%済んだと。そのもとで評価ある効果というのは下記のとおりであると。一番下のパラグラフの上の部分を残すのであれば、上記の評価なり効果のもとで関係団体あるいは地元の農業者からも事業の完了を要望されているとか、何かそんな感じかなと思うのですけども。そうすれば、今のこの文章にある情報を減らさずに、何か受けとめ方としていいかなという気がするのですけど。

○河地委員長

なるほど。今の進捗の現状をまず頭で言い切るだけの話にするわけですね。

○伊庭委員

はい。

○河地委員長

現実だけを示すと。進捗率がこれこれだからこうこうは言わないということですね。

○伊庭委員

それを理由に終わらしましょうというのではなくて。

○河地委員長

ちょっと頭に戻ってください。そうしたら「本事業」の直上に、文章の一番上、それではちょっと打ち込んでもらえますか。「現時点での事業の進捗率は97.7%で、主要工事は完了し、主に換地処分業務を残すだけである。」それで改行です。それでどうすればよろしいですか、伊庭先生。「本事業により」、これはこのままではぐあい悪いわけですか。

○伊庭委員

いや、もうそれでいいと思いますけど。

○河地委員長

ずっと続いて行って、今の進捗率のところを消してしまう。消してしまうわけにはいかな
いか。

○伊庭委員

それで、残った下の文章については、関係団体から云々のところは私は入れておいていい
と思うのですけれども、その理由が、例えば上記の結果とか上記の。

○河地委員長

ちょっと頭に入れたほうがいいですね。「以上のようなことから」か。

○伊庭委員

はい。でよろしいかなと思います。

○河地委員長

そこへ入れ込んでください。「以上のようなことから、関係団体」……。そうすると、ち
よっと直さないといけないですね。「以上のようなことから、平成23年度」にいてしま
いますか。関係団体云々は消したほうがいいですね。

○伊庭委員

いや、私はあってもいいと思うのですけども。

○河地委員長

どういうふうにしたら。ちょっと文章が。

○伊庭委員

ただ、「ことから」「ことから」が重なってしまうので、ちょっと修文が必要かなと思
うのですけど。

○河地委員長

どうしたらいいですかね。どのように直せばよろしいですか。

○小林委員

あるいは、「以上のようなことから」ではなくて、例えば「一方、関係団体からは、事業
完了に向けた整備と換地の推進を要望されていることから、これこれが望まれる」というよ
うにしておいたらどうですか。

○河地委員長

しかし、そうなるとその上の段落。「一方」という言葉がいいのかどうか。

○伊庭委員

上は内容について評価してきて。

○河地委員長

いえ、「関係団体の意向においても」というところ。

○伊庭委員

ちょっと、どこ。ああ、上にある。そうか。

○河地委員長

関係団体の意向が書いてあるわけです。そこで「一方」といいますと別の話になりますね。

○伊庭委員

私は上のところしか見ていなかった。

○河地委員長

「以上のようなこと」の中には関係団体の意向も入っているんですね。だから、そこで「以上のようなことから、平成23年度完了に向けた着実な事業の推進が望まれる」と簡単に入れ込むのも一つの手ですが、伊庭先生のおっしゃるようにそこに何か地元の。

○河地委員長

「以上のようなことから、関係団体からの事業推進の要望も踏まえ、平成23年度の完了に向けた」これでいかがですか。ちょっと打ち込んでください。「以上のようなことから、関係団体からの事業推進の要望も踏まえ、平成23年度の完了に向けた着実な事業の推進が望まれる」事業、事業と来ますね。「関係団体からの強い要望も踏まえ」と言っといたほうがいいのではないですか。どうですか。「強い要望も踏まえ、平成23年度の完了に向けた着実な事業を推進すること」ではいかがでしょうか。

小林委員、いかがですか。

○小林委員

まず、「現時点での事業の進捗率」は、現時点というのは今回の検討委員会は開かれているわけだから、決まっているから、「本事業の進捗率は97%で、主要工事は完了し、主に」「残すだけである」と。その後に「事業内容を検討評価」という言葉を使えないかな。「評価」という言葉は使えませんかね、「検討評価」。

○事務局（秋吉事業調整室長）

使えると思います。

○小林委員

使えますか。「検討評価した結果、下記のとおりである」として、私としては「本事業により」、それからその後、4行目の「また」のところ、「下記のとおりです」から「記」として1、2、3というふうに箇条書きにしたらどうかなと思ったのですが。これでも文章をつなげてもいいと思いますけれども。

○河地委員長

あまり私としては箇条書きにしたくない。これをずっと読んでいけば評価していることになりますよね。あえて「評価した結果、下記のとおりである」という論文調、公文調にする。「残すだけである」ということで、ここでやめることはぐあい悪いですよというふうなことをにじませていることには。今頭に上げたという趣旨はその辺ですよ。

○小林委員

下の内容というのはほぼ97%のことを言っているわけですよ。消しますか。箇条書きにしないということになれば、つけ足したの消してください。

○河地委員長

先ほど直した下のをもうちょっとお目通しいただけますか。「以上のようなことから」ということですが、「また、本事業における」、これはそのままつないでいいですか。段落を変える必要はないですか。これはいいですね。

○小林委員

「以上のようなことから」というのは、「また」があると「関係団体の意向においても」より前の部分も受けているようになりますかね。

○河地委員長

「また」以降は、これは伊庭先生のご意見を反映させた話なのですね。追加的に前回の委員会以降にお話しいただいた件。

○小林委員

そうすると、「以上のようなことから」は、前の「関係団体の意向においても」という、そのフレーズを「また」以下も受けているというように、この文章だととられてしまいますね。

○河地委員長

そうすると、「また」を新しい段落にするとどうですか。

○小林委員

「以上のような」行変えをしてしまうと、「関係団体」よりもまだ前の部分も受けている

ようにとられてしまいますので、文章を続けてもいいかもしれませんね。「大きさがうかがえる。以上のようなことから」と。

○河地委員長

それはぐあい悪いでしょう。今までの段落すべて受けたのが「以上のようなことから」ですから。全部受けてるのですよ。

○小林委員

「関係団体」の前の文章も。

○河地委員長

はい、もちろんそうですね。

○小林委員

とすれば、そのまま結構です。

○河地委員長

客観的な事業の本来の効果、付随的な効果、環境配慮の効果、そして関係団体の意向については書いておりますけれども、強い要望があるということをあえてここでもう一度入れ込んで「事業推進の要望がある」という流れで、それまでとは全く別の観点から、将来これからというところの話なら「また」ということで段落を改めて、「望まれる」と。別のということになっておりますが、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、一度、今修正していただいたところの見え消しを全部消してください、ややこしいですから。それでちょっと出力していただいて再度委員の先生方に確認いただいて、一応「(案)」を消してもらおうか。それで出力してもらって配っていただきましょう。

○小林委員

「事業実施における環境との調和への配慮については、動植物の生態系や景観に配慮した」の「動植物の生態系や」というのはおかしいですね。生態系とは、動植物のような生き物と、それから生き物以外の無機質な環境の2つの部分が一緒になった概念が生態系ですので。

○河地委員長

「動植物」というのを外してしまうということ。

○小林委員

か、あるいは「生態系の」。

○河地委員長

「や」というのはどうですか。

○小林委員

ちょっと待ってください。

「動植物の保全」にしましょうか。「動植物の保全や景観に配慮した取り組み」にしておきましょうか。

○河地委員長

「動植物の保全や景観に配慮した取り組み」ということですか。

○小林委員

はい。

○河地委員長

それでは、印字してもらうのも何ですから確認しますが、「環境との調和への配慮」の文章の中で「動植物の生態系や」を「動植物の保全や」に直すということで最終意見書にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

これをもちまして、再評価に係る技術検討会からの意見の答申といたします。では、再評価の審議はこれで終了しますので、一旦事務局に進行をお返しいたします。

○事務局（秋吉事業調整室長）

ありがとうございました。これをもって再評価に係る技術検討会の意見の答申といたします。

では、再評価の審議はこれで終了いたしますので、一旦ここで休憩を10分とりたいと思います。開始は3時25分とさせていただきます。

（休 憩）

○事務局（野田農政調整官）

それでは、議事を再開したいと思います。

進行につきましては、引き続き河地委員長、よろしく願いいたします。

○河地委員長

それでは、次の議事になりますが、北神戸地区の事後評価関係でございます。

それでは、この件につきましても先ほどと同じように、この間、委員各位からいただきましたご質問、指摘事項等に対します事務局としての対応等について、まずご説明をいただきたいと思います。お願いします。

○事務局（野田農政調整官）

それでは、北神戸につきましては資料の2でございます。資料の2ですが、説明資料の1としまして評価書（案）の見え消し版、説明資料の2としまして評価書（案）の溶け込み版、説明資料の3で費用対効果分析に関する説明資料（案）、その上に参考資料というものをつけてございます。この参考資料が、先ほどの再評価と同様に前回の質疑応答の内容及びその対応方針案について整理したものでございます。

まず、参考資料と説明資料の1、事後評価書（案）の見え消し版を使いましてご説明いたします。

参考資料ですが、まず前回の質疑応答について簡単にまとめたものでございます。前回の質疑の内容でございます。

まず1点目、伊庭委員からの、維持管理費につきまして、この事業は農業者だけではなく地域全体にかかわるものであるので、農業者負担で維持管理すべきものではないという質問に対しまして、地すべり等防止法7条に基づいて、地すべり防止区域内の施設の管理者は兵庫県となっております。維持管理は現在、県予算で対応しておりますと答えてございます。

質疑の②、小林委員のほうからですが、一般資産被害軽減効果の算定において対象施設が家屋とあるが、建物の評価額のみを計上しているのか、土地の評価額も計上すべきではないのかというご意見がございました。これについては、確認させていただきということで終わっていたのですが、確認結果ということで下にまとめております。確認した結果、家屋の評価額は、直轄地すべり対策事業の費用対効果マニュアルにおいて国土交通省の手法と同様に、これは国土交通省の治水経済調査マニュアル（案）「各種資産評価単価及びデフレーター」というものに基づいて1平米あたりの建物評価額の床面積を乗じて算定するようになっております。土地の被害額は含まれておりません。

今回の直轄地すべり対策事業の費用対効果分析のマニュアルというものは今年の3月に出されまして、まだ出されたばかりで、今後、新規地区ですとか直轄地すべり対策事業の事業評価というのが出てきます。幾つかの地区をこのマニュアルに基づいて算定した場合、当然課題等出てくると思います。今後、我々担当者の費用対効果分析マニュアルについていろいろと意見交換する場があるかと思っておりますので、こういった意見交換の場で今回の先生の意見等を参考にさせていただきたいと考えてございます。

質疑の3番目、小林委員からですけれども、農作物の被害軽減効果の被害単価について、ほ場整備後の被害単価を使用しているのかと、ほ場整備前の被害単価を使用すべきではないのかという指摘がございました。本事業の費用対効果分析は、先ほどのマニュアル（案）に

基づきまして、本事業を実施した場合（事業ありせば）と事業しなかった場合（なかりせば）の被害額を比較して算定しております。今回の地すべり防止施設はほ場整備後の農地を保全するものでありますので、ほ場施設整備後の状態で事業ありせば、なかりせばでの被害額を比較してございます。

続きまして、質疑の④で古谷委員からのご指摘について、これは説明資料の1の評価書（案）の3ページに係るものでございます。3ページの4番の事業効果の発現状況のところ、（4）多面的な効果の発現について、女性の起業活動までを波及効果として扱っているのは見過ぎではないかというご意見がございました。これについては記述内容を事務局で検討します、ということでお答えしています。今回、見え消し版の赤書きで修正しておりますが、まず（4）の多面的な効果の発現を、特に上の（1）から（3）の本事業による直接的な効果とはっきりと区別するためにその他ということにいたしまして、その他で①に都市農村交流に係るもの、②としまして生活面の安全性、利便性の向上という2つにしまして、その都市農村交流と生活面の安全性、利便性の向上と、さらに区別しまして、女性の起業活動をなお書きでまとめております。こういう形で修正しております。

次に、質疑の⑤ということで、河地委員から評価書（案）の1ページのところで、事業概要の主要工事についてということで排水路工とあるが、承水路工はないのかということで、承水路はなく、排水路のみということで答えてございます。

質疑の⑥ということで、河地委員のほうから同じく主要工事について、浸透防止工とは何かということでございました。これは、1カ所のため池で水の浸透を防ぐ工事を行っておりますということでお答えしております。

質疑の⑦ということで、河地委員から、評価書（案）の見え消し版の2ページ目の1番の（3）の②のイのところのドットがほかのところとちょっと違って大きな中ドットが入っていたので、そこは直しました。

参考資料の最後、3枚目になります。質疑の⑧ということで、評価書（案）3ページ目の4番の（2）の2行目、優良団地の確保の2行目のところの「本事業と工事の施行団地や」というところの「施行団地」の「行」の字が間違いではないかということで、これは確認しまして、「施行」の「行」を「工」に修正してございます。

最後、質疑の⑨ということで、河地委員のほうから、これは評価書の2ページの3の費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化のところにつきまして、「事後評価時点」と「事業計画時点」という非常にわかりづらい表現がありました。これを「事業計画時点」と「事

業評価時点」の2つの言葉で、その後ろに両括弧で年度を入れるということになりましたので、「事業計画時点（平成11年）」「事後評価時点（平成21年）」ということにして、その後出てくるすべてのこの2つの言葉に、後ろに年度を入れて文章がわかりやすくなるように修正しております。

以上が、各委員から出されたものに対応したものでございます。

その他、見ていただいてわかりますとおり、まず見え消し版の1ページ目に単位とか数字のところでは幾つか修正しております。これは、本省のほうから一けた数字については全角、単位についても全角という指示がありましたので、それに倣って修正しております。

あと、評価書（案）の4ページ目の最後に、これも再評価の分とあわせて、この評価書に使用した統計資料等については具体的に出典を書くということになりましたので、その分を追加しております。

あと、今回、説明資料の3ということで費用対効果分析に関する説明資料（案）というものを付けております。これも、前回ご説明いたしまして、具体的な効果の考え方、数字等は全く変わっておりません。

ただ、4ページ以降から各評価項目について具体的に効果の考え方なり算定式、あとは6ページにこの評価に使用した資料について、先ほどの評価書と同様に出典を書きなさいということで本省から指示がございましたので、これについてはその指示に従って整理し、こういう形で公表するというものでございます。

以上でございます。

○河地委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局としての対応についてご説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○小林委員

前にさかのぼって申しわけないのですが、教えてほしいのです。前回の資料説明資料5の中で、単価の変化が各所にありますね。農業資産の単価の変化とか、あるいは農産物の被害単価の変化などがありますが、その変化が事後評価時点では増えているもの、減っているものがあるのですが、これはどのような見方をすればいいんですか。

○事務局（野田農政調整官）

まず被害量については、平成11年時点の被害量を今回、統計資料を使いまして、例えば世帯数の増減率とか人口の増減率等を求め、平成21年のその率を平成11年のした被害量に掛けて、今回の費用対効果の算定に使った被害量というのを求めてございます。だから、世帯数が今回、平成11年時点よりも増えていますので、家屋については被害量が増えているといったような形になってございます。

○小林委員

量が最終的に増えた減ったはわかるのですが、公共資産の単価の変化のところでは神社仏閣の単価はふえており、それから橋梁はほぼそのままとか、県道は逆に単価が少し減ってます。この減ったりふえたりした単価について、トータルで掛け合わせていって、その効果の総括という額が出てきたわけですね。

○事務局（野田農政調整官）

ここでいう県道とか市道は、県の単価がございまして、これが毎年示されているものがありますので、それは最新の単価を使用してございます。ただ、神社仏閣とか公民館とか学校とかいうのはそういった資料がなかったので、11年当時の単価を今の時点の価値に物価スライドした形で算定してございます。だから、ちょっと大きくふえたような形になってございます。

○小林委員

そうしましたら、農業資産の単価の変化のところでは農地のhaあたりの単価が、事後評価の時点ではかなり減っていますが、便益の中では488百万ぐらいの便益が出されているのはなぜですか。

○事務局（野田農政調整官）

これは算定手法のほうが、先ほど言いましたとおり直轄地すべり対策事業の費用対効果の算定マニュアルというのが3月に出されまして、今の算定方法というのは、地すべりでつくったものは50年間もつということで、工期プラス50年で、61年間の期間で評価を算定してございます。事後評価時点のこの61年に1回発生する地すべり被害を想定し、事業を実施した場合と事業をしなかった場合による被害額を算定して比較するので、事業計画時点よりも被害量単価が減少し、事業計画時点よりも低くなると思われるが、事後評価時点でも便益は発生する。

○小林委員

わかりました。

○河地委員長

よろしゅうございますか。

そのほかにございませんでしょうか。古谷委員、よろしいですか。

○古谷委員

はい。

○河地委員長

それでは、評価書（案）の修正に対する議論は一応、終了ということで、ただ一つ、私のほうから申し上げねばならない点ですが。評価書（案）の古谷委員のご指摘で直された部分で3ページの下のお書き、アンダーラインをしてある最後の行のところで「味噌、惣菜、もち、パン等加工・販売する」という部分の等のあとに、「を」を入れ、「パン等を加工・販売する」といった取組も行われている」といったほうがよろしいかと思えます。

ということで、それでは次に、この技術検討会として答申する意見の取りまとめに入りたいと思いますが、これにつきましては先ほどと同様に私のほうで事前に案を作成しております。今回はちょっと事前に事務局に準備していただいておりますので、お手元の試案にスライドでもお示しいただいて読み上げたいと思います。

それでは、一応一通り読み上げさせていただきます。

事業完了後、地すべり活動が抑制され、農地や家屋、公共施設等への被害が軽減されており、国土の保全と民生の安定が図られている。

また、地すべり活動の抑制により、地盤を安定させたことで、地区内の9割近い農地で圃場整備事業が進んでおり、本事業は、地区内の優良農地の確保や農業生産の維持にも寄与している。

なお、本事業とほ場整備事業とで事業間調整を行い、両事業の効率的な実施に努めたことについては高く評価できる。

以上でございます。ご意見を賜りたいと思います。

○伊庭委員

1点だけ。一番最初のパラグラフの2行目なんですけれども、「被害が軽減されており」ということなんですけれども、例えば被害が出ていれば「軽減」だし、もしなければ「回避」だで行うのですけれども、どうでしょう。

○河地委員長

難しいと思うのですが。そういう表現のほうが適切ですね。

○小林委員

今のことに関係するのですけれども、費用対効果分析の前の資料の中では地すべり区域と、隣接する区域、地域外被害想定区域という、この3つに分けてますね。今の伊庭先生の意見だと、直接被害の想定される区域においては確かになくなるのだけれども、その周辺のことも含めて考えているとすれば軽減という言葉でもいいのかなと思います。だから、どこで起こるか一応想定はしているのだけれども、それ以外のところでも可能性としては起こるといようなことも考えた上であれば、この文章でいいと思いますし。

○事務局（野田農政調整官）

今言われた地すべり防止区域、隣接する区域、想定外区域というのはまたちょっと違ってまして、それは地すべり区域で被害が起きたものが隣接する区域とか川を使って下流部分の想定区域外の区域にも被害が及ぶというところを効果算定上は意味しているのですが、今回ここで軽減すると言っているのは、地すべり区域の中でも今回の事業は地すべり防止区域内の今後地すべりの恐れのあるブロックに対して対策工事をするすることで、地すべり防止に努めるもので、事業計画時点で地盤が安定し、地すべりの危険性が低いとして工事をしなかったブロック部分が今後、年月が経つにつれてこうした地盤が安定し、地すべり危険が少なかったところが地すべりを起こす可能性が全くないとはいえないという地すべりの特殊性を考慮してあえて「軽減」という言葉で評価書の方はまとめております。

○小林委員

この評価額を算定しているときに、事業ありせば、事業なかりせばという、ありせばというのはどういう状態を想定しているのですか。

○事務局（野田農政調整官）

事業ありせばの状態は、被害は起きないということで被害額は0としています。これは、本事業は事業計画時点において地すべりの可能性のある地すべりブロックに対して、対策工事を行い、地すべり防止区域内の被害を全て抑える計画になっており、現在のマニュアルに基づいて0にしています。

○河地委員長

評価書の本体部分で「軽減」という言葉をずっと使っていて、それをそのまま踏襲されている格好なのですが、伊庭さんがおっしゃられてなるほどという思いもあるんですが、これ、両論併記で被害が回避、軽減されているというのはどうでしょうか。

○小林委員

回避される部分もあるし、軽減される部分もあるので、先生言われたように「回避・軽減」にしておいたらどうでしょうか。

○河地委員長

伊庭委員、どうですか。いいですか。

○伊庭委員

はい。

○河地委員長

そのほかの点はいかがでしょう。どうぞ。

○小林委員

前半の部分の「また、地すべり活動の抑制により」は本事業によるものであり、その次の「地盤を安定させたことで」も本事業によるもので、その次にほ場整備がこれにより行われたということを言ったあとで、「本事業は」と主語がここへ来ているのですが、文頭に持ってくるとおかしいのですかね。

○河地委員長

「また」直後にね。

○小林委員

ええ。「また、本事業は地すべり活動の抑制により」ですね。

○河地委員長

これのほうが、主語が冒頭に出てきて文章としては正統的な表現になりますね。

○小林委員

「は」の後がやや理解しにくいけれども、しかし意味はこのとおりなので、このほうがいかもしれないですね。

○河地委員長

よろしゅうございますか。

○小林委員

はい。

○河地委員長

そうしたら、主語を移動させてください。

一番下から2行目で「努めたことについては」にしているのですけれども、「は」のまま

でいいのか「も」にしたほうがいいのかという。いかがでしょうか。

○小林委員

私はこれでよいと思います。

○河地委員長

これでよろしゅうございますか。

○小林委員

はい。

○河地委員長

伊庭委員、よろしいか。

○伊庭委員

はい。

○河地委員長

では、全体としてこれでよろしゅうございますかね、4カ所修正ということですが。

委員の皆さん、ちょっと確認願います。

○全委員

結構です。

○河地委員長

よろしゅうございますね。

ありがとうございました。これを、最終的な意見とさせていただきたいと思います。

以上で、再評価並びに事後評価の両案件につきましてご審議いただき、本技術検討会としての意見の取りまとめを終了しました。これらの意見を農政局のほうに答申として提出させていただきます。よろしくお取り計らいをお願いいたします。

ちょうど予定の時間になってきました。ということで、本技術検討会、現地調査も含めて都合3回、委員会としては2回でございますが、委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席いただきまして、非常に活発なるご意見をいただきましたことを心から厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。おかげをもちまして、検討委員会としての意見を取りまとめるとともに答申できる運びとなりました。本当にありがとうございました。

本委員会、これにて終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうへお返しいたします。

○事務局（野田農政調整官）

河地委員長並びに委員の皆様、長時間のご審議ありがとうございました。

最後になりますが、閉会に当たりまして整備部長の川田より委員の皆様へ謝辞を申し上げます。

○川田整備部長

本日は、本当に暑い中、またお忙しい中お時間をとっていただき、細部にわたる点までご検討いただくとともに、意見書を取りまとめていただきました。本当にありがとうございました。

この事業評価でございますけれども、昨年度までは事業の評価についての第三者委員会ということでしたけれども、今年度、厳密にいきますと昨年度の冬から、事業評価につきましては補助事業と国営事業の2つございますが、前年度の補助事業の事業評価の扱いから事業評価技術検討会ということで検討の中身が変わっているということでございます。したがって、国営事業の事業評価につきましては技術検討会というのは初めて今回対応していただくということになりまして、先ほどのご検討の中にもございましたけれども、今までの第三者委員会の検討、それから今回の技術検討会の検討ということで、中身が異なるという点についてまだまだ私ども準備が足りなかったかなというふうなところは反省している点でございます。

引き続きまして、今回、私ども答申いただいた内容と、あわせて意見を本省に送りまして、8月の末までに評価ということで公表するわけでございますけれども、国営につきましてはこれで一つの手続は終わりますが、引き続きましてまた後半に補助事業の事業評価につきましてもお世話になろうかと思っておりますので、あわせて引き続き農業農村整備事業の推進並びに評価につきましてご理解と、またご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、今回の国営事業の事業評価の技術検討会の最後のご挨拶ということで締めさせていただきますと思います。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

[午後 4時30分 閉会]